RM300 (案 4 版) に対するコメント

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	下田勝二	発行日	表 紙	G	パブコメ締め切り 8/15 で	予告期間を1か月設ける。	×:適用に当たり補足説明を HP に載せる。
			及び		発行が 9/1 ということは予	(発行を 10 月に修正する)	
			フッ		告期間が設けられないと		
			ター		考えられるが技術的な内		
			並び		容なども含まれており、予		
			に改		告期間が必要と考える。		
			訂履		-		
			歴				
2	下田勝二	目次並	2/37、	G	2. 引用文書	2. 引用文書	0
		びにタ	2 行		3. 定義 (用語)	3. 定義(用語)	3. 定義(用語)
		イトル	目 及		がなく、1. から4. に項番	を新設する。	ISO 15189:2012 に定める通り。
			び		が飛んでいる。	かつ	とした。
			5/37		(目次には1.適用範囲も記	目次には1. 適用範囲も明記する。	
			12 行		載漏れ)		
			目				
3	下田勝二	序文	12,15	E	ISO 9001(JIS Q 9001)及	9001 は 2015	O 8/21
			,19行		$ \ensuremath{\text{USO/IEC}}\ 17025\ (\ensuremath{\text{JIS}}\ Q$	17025 は 2018	
			目		17025)の年版が旧版	の最新版に修正する	
						又は年版を削除 する(計5か所)。	
4	下田勝二	4.1.1.3	8 行	E	如何なる活動に関与しては	如何なる活動にも関与しては	○8/21
			目		「も」の脱字 (要求事項と照	に修正	
					らしても、文法的にも)		

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
5	下田勝二	4.1.1.3 d)	3 行目	Т	サンプル(試料)、残余物についての最終的な責任とは要求事項にはないJABとしての追加要求事項であるが、試料、残余物の何に対する最終的な責任か	試料、残余物の二次利用における、何に対する最終的な責任なのかを明記する。 例えば、「保管に対する」や「廃棄に対する」など	△廃棄に対する。規格では廃棄を要求している。 8/21
6	下田勝二	4.1.2.5	1 行 目	Е	4.1.2.5 のフォントが異なる	その他の個所も含め、フォントの統一をする。	○8/21
7	下田勝二	4.2.2.2 4.3 な ど	項番	Е	行頭の位置がずれている(下 がっている)	その他の個所も含めて行頭位置を修正する。	○8/21
8	下田勝二	4.3 e)	項番	Т	e)だと手書き修正に関する 要求事項であるが、手書きに 関してであれば要求事項に 明確に規定されている(手書 きに対しての場合は、付属文 書での識別では要求を満た していない)。	文書の変更一般に関しての、変更点 の識別に関する指針であれば、項番を f)に修正する。	○8/21
9	下田勝二	4.3 e)注	3 行 とも	Т	新規挿入された注記は、遺伝 子関連に関する要求なので はないかと推察する。	「遺伝子関連・染色体検査に関しては」 を文頭に挿入する(4.4.2 新設注記に 準じて)。	○8/21 「遺伝子関連・染色体検査に関しては組織及び検査室で独自に作成されたスクリプトおよびソフトウェアパッケージがある場合は、スクリプトまたはソフトウェアの変更も文書管理する必要がある。」とした。
10	下田勝二	4.4.2 注	3 行 とも	Т	契約を結ぶ段階で、各工程の 検査不可検体の基準連絡方 法が必要か	5.4.2 患者及び利用者への情報 に移行する。	× 検査開始後に発覚することも考慮し、4.4.2「サービス開始後に合意事項の修正が必要となった場合は」を妥当と考え、変更しない。

								JABAF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	(凡例	JAB 事務局対応案 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
11	下田勝二	4.5.2	最終	E	閉じカッコの脱字	(Q&A)の後ろに	08/21	
			行			「」」を挿入する。		
12	下田勝二	同上	同上	Е	年月日の位置が不適切	(Q&A)の後ろに移動する。	08/21	
13	下田勝二	同上	同上	Е	Q4-3 は質問であり、引用 は回答部分と考える	Q4-3をA4-3に修正する。	○8/21	
14	㈱理研ジェ	4.5.2	4	E	「臨床検査技師等関する法	臨床検査技師等関する法律→臨床検	○「に」	を追記 8/22
	ネシス				律」において、「に」が抜け	査技師等に関する法律		
					ている			
15	下田勝二	4.11	1 行	Е	ブレンストーミング	ブレ イ ンストーミング	08/21	
			目		「イ」の脱字			
16	下田勝二	4.14.8	2 行	Е	文章が、審査員が主語で書か	検査室に対する指針文書としての構文	08/21	
			とも		れている(審査員目線)	に修正する。		
						例えば、「行政機関や他の外部審査な		
						どで不適合と指摘された場合は、是正		
						処置を行い改善されている必要があ		
						る」		
17	下田勝二	5.1.2	1 行	T	衛生検査技師は法律上から	資格制度の設置を記載しているので	08/21	
			目		は廃止されている(経過措置	「衛生検査技師」を削除する。		
					として衛生検査技師の有資			
					格者はその名のもとに従事			
					可能ではある)			
18	下田勝二	5.1.2	新 設	E	法改正に関連する記述のた	精度確保の責任者を	08/21	
			箇所		め、表現は正確に記載するこ	精度の確保に係る責任者		
					とが必要ではないか	に修正する。		
19	下田勝二	同上	同上	T	現行記載は事実のみであり、	$4.5.2$ で引用している($\mathbf{Q&A}$)をこの箇	08/21	
					指針としての記載が不十分	所でも引用し(A2―2)、		
					ではないか	「医師又は臨床検査技師以外の者が		
						当該責任者となる場合は、当該責任者		

) \)						JABAF 13 KEV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
						の経歴において、大学、専門学校等に おける履修科目並びに検査業務及び 精度管理の実務経験が要件を満たす 必要がある。」 などと追記する。	
20	伊藤 喜章	5.1.6			力量評価	生理検査室で業務する医師を要員 に記載することは可能ですが、力 量評価の方法がむつかしい、スタ ッフと同様の強要の必要性は?	〇:このご意見については、病理や血液分野でも審査員の意見が分かれており、混乱している事象ですので、追記します。 注:検査室は、医師が要員として登録されている場合、検査室の定めた基準により力量を評価しなければならない。但し外部機関によって認められた資格等により評価しているときは資格の有効期限等を確認する必要がある。8/23 追記
21	下田勝二	5.1.9	最終行	Е	「等」を挿入しているが「な ど」が残り重複している	「など」の削除 かつ、他の個所の「など」の「等」への 統一をする。	○法文及びその引用文は「等」その他は「など」 にする 8/21
22	下田勝二	5.2.1	追 記 箇所	Е	待機場所の確保と観察は主語が異なるのではないか同伴者のいない~は後段の観察できることへの主語ではないかかつされている。と文が結ばれているが、必要がある、望ましいなどの、指針としてのクライテリアが書かれていない※	「車いす、ストレチャーの待機場所の確保並びに同伴者のいない患者に対しては、待機状態を観察できる状況や体制がデザインされている」などと構文を修正しかつ 「必要がある」又は「ことが望ましい」などどこまで求めるのかの明示をする。	○車いす、ストレチャーの待機場所の確保並びに 同伴者のいない患者に対しては、待機状態を観察 できる状況や体制がデザインされていることが 望ましい。8/21
23	㈱理研ジェ	5.2.2	8	Q	「安全キャビネット」と記載		確認

NT	コメント	条項	行	コメン		4F &	JAB 事務局対応案
No.	提出者 (敬称略)	No.	No.	卜区分	コメント内容	提案	(凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
	ネシス				があるが、部分的に「クリー		クリーンベンチ
					ンベンチ」を意図しているの		
	(1)				ではないでしょうか		
24	㈱理研ジェ	5.2.2	9	Т	「核酸抽出エリア」と「増幅		○左記に修正 8/22
	ネシス				用試薬の調製エリア」のみと		
					なっているが、5.2.2 の 4 行 目の文言 「核酸抽出・増幅用	照射ができる卓上の安全キャビネッ	
					武薬の調整部屋」及び「増	トを用いて「核酸抽出エリア」と紫	
					幅・検出部屋」に整合させて、	外線照射ができる卓上のクリーンベ	
					「増幅・検出エリア」も入れ	ンチを用いて「増幅用試薬の調製工	
					るべきと思われる	リア」と「増幅・検出エリア」を分	
						ける必要がある。	
25	下田勝二	5.2.2	11 行	Е	前文からの継続箇所と思わ	フードを安全キャビネットに修正する。	○安全キャビネット
			目		れるが、前文では安全キャビ		
					ネットを要求しているが、当		
					該箇所ではフードとなって		
9.0	1 mz /4	5.0.0	- :-		いる		
26	小野佳一	5. 2. 2	5 行	Т			△: No27 対応案を採用し、修正します。
		14 頁	目			についても紫外線照射設備がない	
					は・・・・・・使用前後に	場合の対応方法を記載して欲し	
					紫外線照射して DNA を破壊	<i>۷</i> ۱.	
					する。」		
					となっているが,紫外線照		
					射設備(安全キャビネッ		
					ト) がないため, 行えない.		
					13 頁では「紫外線照射装置		

	7217						JAB AF 73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					の整備されたフードがな		
					い場合, 測定する場所を変		
					え,使用前後に実験台とピ		
					ペットを 0.5%次亜塩素酸		
					ナトリウム水溶液などで		
					十分に拭き取る必要があ		
					る。」となっており、ピペ		
					ットの処理の方法に矛盾		
					がある.		
27	㈱理研ジェ	5.2.2	14 ~	Т	紫外線照射だけでなく、	5.2.2 の 14 ページ 5 行目	○下記に修正 8/22
	ネシス		ージ		0.5%次亜塩素酸ナトリウム	・ピペット、フィルター付きチップ、チュ	ピペット、フィルター付きチップ、チューブは各
			6		水溶液等も使用して DNA	ーブは各エリア専用とし、使用前後に	エリア専用とし、使用前後に紫外線照射や次亜塩
					を破壊することでよいと考	紫外線照射や次亜塩素酸ナトリウム水	素酸ナトリウム水溶液を用いて DNA を破壊す
					えられる	溶液等を用いて DNA を破壊する。	る必要がある。
28		5.2.2	14 ~	Т	ピペットは試薬用とサンプ	ピペットは試薬用、サンプル用に2	○「望ましい」に変更 8/22
	ネシス	0.2.2	ージ	1	ル用と2セットまで用意す	セット用意することが望ましい。	○「至よしく」に交叉 0/22
	• •		6		る必要はないと考えられる	- 7 (7,472)	
29	下田勝二	5.2.2a)	項番	Е	他の個所と項番の付番が不	5.2.2 を独立させ見出しを付記し	\bigcirc 5.2.2 は独立しているので a)、e)のみの記載と
		及び			整合である	その下部に改行しa)及びe)をそれぞ	した。8/21
		5.2.2e)				れ記載する。	
30	下田勝二	5.2.2.a)	新 設	E	上記コメント20の※と同様	「必要がある」又は「ことが望ましい」な	○必要がある。8/21
		及び	4 か			どどこまで求めるのかの明示をする。	
31	一大田縣一	同 e)	所 1 行	T	。 記墨む上が占於 使用べき	例えば	○ か 与カートの A ED (DC) か じか
91	下田勝二	5.2.2e)	1 行	r.	〜設置および点検。使用できる	例えな ~などを設置し、検証により使用できる	○救急カートや AED (DC) などを設置し、検証 により使用できることを確実にする必要がある。
					' シ	- なこで以直し、快証により区用(さる)	により区用して公正とと唯天にりる必安がめる。

							JABAF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					と句点の前に文の結論がな	ことを~	8/21
					V	などと読点で一文と修正する。	
						なお、要求は検証であるので併せて点	
						検を検証と修正する。	
32	小野佳一	5.2.2e)	14 行	G	救急カートや AED (DC) な		△: 当初はアンビュー等の具体例を挙げていた
		14 頁	目		どの設置および点検。使用		が、細かすぎるとの意見もあったため削除した経
					 できることを確実にして		緯有。
					 いる。但し、機関(院内)の) A/A 1. 1 A APP (DO) A 184 = 1 PP 1
					ルールに検査室内に設置		e) 救急カートや AED (DC) などを設置し、検 証により使用できることを確実にする必要があ
					を認めていない場合や他		る。
					部署により点検が実施さ		~。 但し、施設のルールにより検査室内に救急カート
							などを設置できない場合は、アンビューなどの最
					れている場合などは、何ら		低限生命維持が可能な機材を用意する必要があ
					かの検証により利用者の		る。8/23 修正
					安全が確保されているこ		
					とを確実にする。また最低		
					限生命維持が可能な機材		
					 が使用可能である。		
					 ⇒最低限生命維持が可能		
					な機材とはいったいどこ		
					までを指すのでしょう		
					か?救命活動ができる機		
					材ということでしょう		
					か?あまりこういった表		
					現は適切ではないように		
					思います.また、審査員の		
					知識によってどこまでの		

							JABAF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
33	三浦隆雄	5.2.6	10 行目	Т	機らまれて、 では、 をよいながたし機いらうでをまがに、 をよいでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	医療法の一部改正内容として記載された左記について、追記を提案する。	O 8/16
					病原体に係る検体検査を 行うことが望ましい。		
34	岩屋	5.2.6 例注 1		Т	遺伝子関連検査病理サン プル(試料)の適切なコン	遺伝子関連検査に対応した病理検査 室のコンタミネーション対策の明確化	〇:パイロット審査にて、検査結果に大きな影響 与えると考えられた。
					タミネーション対策	が必要である。自身の検査室で具体	5.5.2
		Or				的なコンタミネーション対策を定めた	注:遺伝子関連検査に対応した病理検査室のコン

							JAB AF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		5.5.3				SOPを作成し、核酸汚染の許容範囲	タミネーション対策の明確化が必要である。自身
						を決定する。	の検査室で具体的なコンタミネーション対策を
							定め、核酸汚染の許容範囲を決定し文書化する必
							要がある。8/23 追記
0.5			-ter* =:11.	-			
35	下田勝二	5.3.1.4	新 設 3 か	E	上記コメント 20 の※ と同様	「必要がある」又は「ことが望ましい」などどこまで求めるのかの明示をする。	○全て必要がある。8/21
			所			2224 (No) 300 / 200 / 31 / 1/2 9 / 30 ·	
36	山本 剛	5.3.1.4	15	Q	「自身のラボで値付けの	単独での手順書が必要という事で	〇:「値付けの為の文書化された手順 がを 有
					為の SOP を作成し」の	しょうか?「値付けの為の文書化	し」に修正。8/23 修正
					SOPについて。	された手順が存在し」の方が適し	
						ていると考えます。	
37	下田勝二	5.3.1.7	3 行	E	文章が、審査員が主語で書か	検査室に対する指針文書としての構文	○微生物検査については、以下の 2 点の要求を
		j)	目		れている(審査員目線)	に修正する。	満たす必要がある。8/21
						例えば、「微生物検査については、以 下の2点の要求を満たす必要がある」	
38	小野佳一	5.3.1.7	6 行	Q	 「気量」とは何を指してい	「ジュニッ女不を何にう免女がのる」	△:「気量」⇒「気体の体積」とし、「呼吸機能
		16 頁			るのか不明. 気流でしょう		検査においては、気体の体積」と記載した。
					か?この文章は微生物学		8/16
					的検査の機材についての 注釈と理解して宜しいで		
					注釈と理解して且しいで しょうか.		
39	下田勝二	同上	新 設	E	文章が、審査員が主語で書か	検査室に対する指針文書としての構文	0
			箇所		れている (審査員目線)	に修正する。	
						例えば、「日々の点検による傾向分析	
						を適切に実施している~」 かつ文末に	
			L			/ / / 八 人 / ()	

							JABAF 13 KEV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
						「必要がある」、のか「ことが望ましい」	
						のか明記する。	
40	下田勝二	5.4.2	項番	Е	他の個所と項番の付番が不	5.2.4 を削除(上部に既に記載あり)	○8/21
		m)			整合である(コメント 22 同)	L	
						m)を付番する。	
41	㈱理研ジェ	5.4.2.m	17 ~	G	遺伝子関連検査において見	遺伝子関連検査において見出される	×
	ネシス)	ージ		出される解析結果には、検査	解析結果には、検査の主たる目的で	検査室はどこまで報告するのかについて説明を
			$1\sim6$		の主たる目的である「一次的	ある「一次的所見」、「二次的所見」	必要とすることの内容である。二次的所見も報告
			行目		所見」、「二次的所見」がある。	がある。検査の主たる目的について	するのであればそのことを事前にサービス提供
					検査の主たる目的について	は、時間をかけて、詳細に被検者に	者 (医師になると考える) に説明するべきである
					は、時間をかけて、詳細に被	説明される必要があるが、二次的所	ことの記載である。
					検者に説明される必要があ	見が発生しうることも必ず事前に説	検査室が直接被験者に説明しなければならない
					るが、二次的所見が発生しう	明し、理解を得る必要がある。	という内容ではない。
					ることも必ず事前に説明し、	注記「二次的所見」には NGS、染色	
					理解を得る必要がある。	<u>体検査などの全ゲノムをみる検査お</u>	
					注記「二次的所見」には	よび胎児超音波検査なども該当す	
					NGS、染色体検査などの全	3.	
					ゲノムをみる検査および胎		
					児超音波検査なども該当す		
					る。		
					被検者への説明は、検査室で		
					はなく、医師または遺伝カウ		
					ンセラー等が実施している		
					と思われる。よって、検査室		
					の実施範囲とする必要はな		
					いと考えられる。		
42	下田勝二	同上	2 行	E	上記コメント20の※と同様	「必要がある」又は「ことが望ましい」な	○必要がある。8/21
			•				

							JABAF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
			目			どどこまで求めるのかの明示をする。	
43	下田勝二	同上	新 注 記 2 か 所	Е	注記の記載が他の個所と不 整合	注記を 注: に修正する。	△注記を削除 8/21 理研ジェネシス藤井様からも同様のコメントあり。注:に統一
44	下田勝二	同上	新 注 2 月	Е	指針としての文章になって いない (〜考える)	が必要である。 と修正する。	○「必要がある」に修正 8/21
45	小野佳一	5.4.2 17 頁	7行	Q	注記予約検査の場合、予 約時間に遅延した場合間 通りに遅延が予約時間 で変にである。 の明この間がでの対した場合での の明この間がでの対した。 での対した場合での の明この間がでのが がでのがでのがでいませる。 でのがでいませいからはいますがでいますがでいますがでいますがでいますがでいますがでいますがでいますがで	明記に対して、具体的な方法を記載する。	〇:「予約検査の場合、予約時間に遅延した場合 及び検査の実施が予約時間通りに進んでいない 場合の利用者への伝達方法を決めておく必要が ある。」に 修正 8/16

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
	(可又小叫台)				のは検査室待合等に掲示		
					するということでしょう		
					か?個人的な意見ですと		
					アナウンスなどを用いて		
					患者さん及び利用者(医師		
					はじめ医療スタッフ) にお		
					知らせできていれば良い		
					気がいたします. 明記が必		
					要としてしまうとどこか		
					に書かないといけないと		
					いう意味になりませんで		
					しょうか?		
46	㈱理研ジェ	5.4.2.m	17 ~	Q	注記 予約検査の場合、予約		×
	ネシス)	ージ		時間に遅延した場合及び検		主に生理ですが、血糖負荷試験なども含まれま
			7 行		査の実施が予約時間通りに		す。
			目		進んでいない場合の明記は		
					必要と考える。		
					 とあるが、何に対する注記な		
					のか不明。生理機能検査の事		
					を示していらっしゃいます		
					でしょうか?		
47	下田勝二	5.4.4	2 行	Т	引用ガイドラインが旧版	標準採血法ガイドライン(GP4-A2)	○3 8/21
			目			を	
						同(GP4-A 3)に修正する。	
48	下田勝二	5.4.4.3	項番	E	他の個所と項番の付番が不	5.4.4.3 を独立させ見出しを付記し	○修正 8/21

							JABAF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		b)			整合である(コメント 22 同)	その下部に改行しb)を記載する。	
49	下田勝二	同上	1 行	Е	上記コメント 20 の※と同様	「必要がある」又は「ことが望ましい」な	○必要がる。 8/21
			目			どどこまで求めるのかの明示をする。	
50	下田勝二	同上	2 行	E	指針として要求しているの	上記の修正に併せて	○確認すべきである。「必要である」に修正 8/21
			目		か否かが不明確である	重要であるのであれば、「必要である」	
					「重要である」	など求めるのか否かを明記する。	
51	岩屋	5.4.4.3		G	遺伝子関連検査病理サン	病理検査室においては日本病理学	〇:注記
					プル(試料)の適切な核酸	会が編集するゲノム研究用・診療	(病理検査室においては)日本病理学会が編集す
					 の質の担保	 用病理検体取扱い規程を引用し、	<u>るゲノム研究用・診療用病理検体取扱い規程を参</u>
						サンプルの採取、加工、保存方法	考にする。
							5.4.4 に以下を記載
						を確立する。	遺伝子関連検査で病理サンプル(試料)を使用す
							る場合においては、日本病理学会が編集するゲノ
							ム研究用・診療用病理検体取扱い規程を引用する
							ことが望ましい。8/23 追記
52	下田勝二	5.4.5 c)	項番	E	他の個所と項番の付番が不	5.4.5 を独立させ見出しを付記し	○ 8/21
					整合である(コメント22同)	その下部に改行しc)を記載する。	
53	下田勝二	同上	全文	E	文章が読解困難である	もしも理解が正しければ以下修正案	0
						「生理学的検査室において、感染症が	左記に修正した。8/21
						疑われる患者に対する搬送時から始ま	
						る検査プロセスに関して、リスクに応じ	
						た感染防止のための処置を含んだ手	
	/td/				N. O. (Verstul)	順が必要である。」	
54	㈱ 理 研 ジェ ネシス	5.4.6	1	Е	サンプル(資料)受取	サンプル(試料)受取	○8/21 修正
55	下田勝二	5.4.6	タイ	Е	誤植	資料を	○8/21 修正
			トル			試料に修正する。	コメント 54 事務局対応参照
56	下田勝二	5.4.6	2 行	E	上記コメント20の※と同様	「必要がある」又は「ことが望ましい」な	○「~基準が必要である」に修正 8/21

							JABAF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
			目			どどこまで求めるのかの明示をする。	
57	㈱理研ジェ	5.4.6	2	Е	患者の確認方法 (受入不可)	患者の確認方法(サンプル(試料)	×8/22
	ネシス				については、検査室が設定し	の受入不可)—については、検査室が	生理学的検査の内容であるため、
					た文書化された基準が適用	設定した文書化された基準が適用さ	「生理学的検査において、患者の確認方法と受入
					される。	れる。	不可基準については、検査室が設定した文書化さ
							れた手順が必要である。」とした。
58	下田勝二	5.5.1.3	1 行	E	上記コメント 20 の※と類似	「~考える」を	○左記に修正 8/21
			目			「~に関しては妥当性確認として以下	
						が必要である」と修正する。	
						併せて	
						下記に記載の3点の文末から	
	4-13					「である」を削除する。	
59	㈱理研ジェ	5.5.1.3	5	Т	プロファイリング検査の場	・検査の妥当性確認とは、疾患と変異	○左記 8/22
	ネシス				合、疾患と変異ゲノム領域を		
					関連づけることは求められ	システムを確立することである。た	
					ていない。よって、"ただし		
					プロファイリング検査はそ	りではない。	
					の限りではない"とした方が		
60	+			m	良い。	/\	○ ナ ⇒1× <i>枚</i> 丁 0/00
00	中江裕樹	5.5.1.3	6	Т	インフォマティック・パイ		〇:左記に修正。8/23
					プラインの妥当性確認と	ンの妥当性確認とは、信頼できる	
					は、信頼できる分析基盤の	分析基盤のデータから、用途に合	
					データから正確なシーケ	った精度のシーケンスが見つけら	
					ンスが見つけられるアル	れるアルゴリズムを確立すること	
					ゴリズムを確立すること	である。	
					である。		

		_					JAB AF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					記載の誤り「正確なシーケ		
					 ンス」は技術的に特定でき		
					ない。		
61	下田勝二	5.5.1.4	P19	E	注記の記載が他の個所と不	注記を	×削除 8/21
			新設		整合	注:	
			注記			に修正する。	
62	㈱理研ジェ	5.5.1.4	19 ~	Е	Fish Born	特性要因図(Fish Bone)	○「Fishbone diagram」に修正 8/22
	ネシス		ージ				
			3 行				
			目				
63	事務局	5.5.1.4	b)		JAB NOTE 1 に該当する文	削除	○削除
		(16P)			書なし		
					引用文書一覧にも記載あり		
64	下田勝二	同上	2 行	E	上記コメント20の※と同様	「必要がある」又は「ことが望ましい」な	○2 点 修正 原案参照 8/21
			目			どどこまで求めるのかの明示をする。	
						併せて	
						前文の「~おいては」を	
						「~おいても」と修正する。	
65	下田勝二	5.5.3	全文	Т	新設内容と記載箇所の要求	複数の方法間の比較であれば 5.6.4	○5.5.1.2 ~移項
					事項が不整合と思われる	で要求されておりこちらへ移動す。	
						方法の選定であれば 5.5.1.2 又は/及	
	(td.)				N	び 5.5.1.3 へ移動する。	O Martin a la a
66	(11)	5.5.3	6	E	サンプルや試薬	サンプル(試料)や試薬	○修正 8/22
	ネシス				"サンプル (試料)" と記載		
					されている場合と"サンプル		
					"と記載されている場合が		
					ある。同じ意味で使用してい		
					る場合は、どちらかの文言に		

							JABAF 13 KEV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					統一して頂きたい。		
67	(株) 理 研 ジェ ネシス	5.6.2.1	5	Е	特定要因図	特定性要因図(Fish Bone)	○修正 8/22 コメント No.62 事務局対応参照
68	下田勝二	5.6.2.1	新 設 箇所	Е	指針として要求しているの か否かが不明確である 「重要である」	重要であるのであれば、「必要である」 など求めるのか否かを明記する。	○内部精度管理として目合わせなどによる各要員の技能を評価し、特定の要員に偏りがないかの確認をしなければならない。に修正 8/21
69	伊藤 喜章	5.6.2.1			精度管理	生理関係の精度管理の方法に統一性がない、かつ目合わせのやり方も施設の方法でOKなのか?	〇:統一した見解が必要と考える。 例) or 注記) として記載する。 注:目合わせとしては、外部精度管理問題の利用 や症例検討なども含まれる。8/23 追記
70	小野佳一	5.6.2.1 20 頁	7行	T	内部精度管理として目合わせなどによる各要員の技能を評価し、トレンド・シフトを含めて管理することが重要である。(特定要因図の力量は大きな影響因子となる。)⇒目あわせは定量ではない(定量であるが)の文言は不適切ではがいっては不適にしていかっまた、常に同じサンプルを使用して目あわせ	目合わせなどによる各要員の技能 を評価し、トレンド・シフトを含 めて管理する⇒ "目合わせなどに よる各要員の技能を評価し、特定 の要員に偏りがないかの確認をす る"に修正する	O:「目合わせなどによる各要員の技能を評価し、 特定の要員に偏りがないかの確認をしなければ ならない。」に修正。 8/16

							9AD AT 15 RE V.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					できない検査(例:尿沈渣 など)もあるので,経時的 にトレンド・シフトを管理 する事は難しいと思われ る.		
71	小野佳一	5.6.2.1 20 頁	7行	Q	「認定の基準」に"・・管理することが重要である。"の記載はあいまいで、不適切な文章であると思われる. "・・することが重要である。"とは、推奨レベル(しなくても指摘はされない)で宜しいでしょうか?	"・・すべきである"の意味であるならば, "トレンド・シフトを含めて管理しなければならない。"に修正する.	×:「管理しなければならない」に修正。コメント No50 を参照。
72	下田勝二	5.6.3	新 設注記	Е	注記の記載が他の個所と不 整合	注記を 注: に修正する。	×「注記を」を削除 8/21
73	下田勝二	同上	同上	Е	上記コメント20の※と同様	「必要がある」又は「ことが望ましい」などどこまで求めるのかの明示をする。	○必要がある。に修正 8/21
74	㈱ 理 研 ジェ ネシス	5.7	3	Е	保持期間	保持存期間	×規格上「保持期間」なので不採用 8/22
75	下田勝二	5.7 及び 5.8.1 並びに 5.10.1	文頭	Е	不要な行頭文字が混入している	「・」を削除する。	○削除 8/21
76	㈱理研ジェ	5.8.1	2		偶発的=>二次的所見に変	・遺伝子関連検査室は、臨床目的と	○左記に修正 8/22

							JABAF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
	ネシス				更	は無関係の 偶発的な 二次的 な遺伝子	
						的な 所見 を の報告に関する ための 方	
						針を持つ必要がある。	
77	中江裕樹	5.10.1	13	Е	4)	「二次的所見」に統一	〇:二次的所見に統一
	, , , , , , , , ,				・・・NGS の偶発的な結果	2 · · •/2/2=2 · · · · · ·	,
					を返す医学的・・・	もしくは、	
					22/E14		
					「偶発的な結果」は、	「二次的/偶発的所見」に統一	
					5.4.2 n) では「二次的所見」	(一般社団法人 日本人類遺伝学会の	
					と表現されており、用語の統	声明文から)	
					一が必要。	7 7174 37	
					7 Z Z 0		
78	下田勝二	5.10.1	文頭	E	遺伝子関連検査に関する記	文頭に	○左記に修正 8/21
	7.53		2 3.7		載と思われるが但し書きが	「遺伝子関連検査においては」を挿入	
					ない	する。	
79	下田勝二	5.10.1	文末	Е	上記コメント 20 の※と同様	「必要がある」又は「ことが望ましい」な	○必要があるに修正 8/21
	7.53	③及び				どどこまで求めるのかの明示をする。	
		4)					
80	下田勝二	5.10.1	注記	Е	注記の記載が他の個所と不	注記を	○修正 8/21
					整合	注:	
						に修正する。	
81	下田勝二	同上	同上	Т	参照先が不整合ではないか	参照を 4.1.1.3 d)から	○修正 8/21
					改訂案では残余物や試料が	5.9.1 に変更する。	
					対象であるが 5.10 の対象は	(該当箇所は全体ではないが複数個	
					検査情報である	所にわたっている、要すれば細かく指	
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	定する)	
82	下田勝二	付属書	巻末	Т	審査の範囲外と明確にうた	誤解がないように、以下指摘とするの	× 8/21
		1		<u> </u>			

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		A			っているが、その後段で単純 に「必要である」と 2 か所 で言及しており、指摘となる 懸念がある	か否かでいずれかとする。 「評価外問題における不正解については、審査の範囲外とするが、検査室の自主的な活動としては手順に従っているかの確認が重要であり、関連スタッフでのレビューも重要である。」と修正する。 もしも、範囲外であるが指摘の対象とするのであれば、「評価外問題における不正解については、項目そのものは審査の範囲外とするが、試験所間比較の各機関の手順に従っているかの観点からは確認が必要である。また関連スタッフでのレビューも必要である。」と修正する。	No84 を採用
83	三浦隆雄	付属書 Aの3	9~ 11 行 目	E,Q	①「3シグマを超えた」は、 技能試験参加履歴 (JAB RFM19REV.11) では、 「3SDI以上」と記載されている。 ②「原因追及」と「原因追求」を使い分けているが、 技能試験参加履歴 (JAB RFM 19REV.11) では、 「原因究明」と記載されている。	左記について見直しを提案する。	△:統一した表現にします。 8/16
84	小野佳一	付属書	30 行	G	各機関の手順に従ってい		〇:「評価外問題における不正解については、審

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		A 3. 能			るかの確認が必要である。 ⇒ここまでの記載は必要 でしょうか?この文書を 削除して, 「評価外問題における不正解については、審査の手順に従っているかの確認が必要である。関連スタッフでのレビューは必要である。」で意図は伝わっており、問題ないのではないか.		査の範囲外とするが、関連スタッフでのレビューは必要である。」に修正。8/22
85	事務局	付属書 A 2. 技能 試験 a)			その他、JAB 臨床検査室技 術委員会が認めた技能試験 ⇒技術委員会が存在しない ため JAB が認めたに修正か	修正?	○修正 8/23 「JAB が認めた」に修正
86	事務局	付属書 B			□B.2.9 測定量 measurand ⇒measurement	修正	× 8/23 Measurand が正しい
87	事務局	付属書 B 不確か さの求 め方			リンクが開かない ⇒リンク先確認 https://www.jab.or.jp/docu ments/calculation.html	修正	○修正 10/18 https://www.jab.or.jp/documents/calculation.html に修正
88	下田勝二	付属書 E	タ イ トル 及 び	Е	適用は遺伝子関連・染色体検 査全般でしょうか、それとも NGS 特化	NGS 特化であれば 審査適用範囲にもタイトルに合わせて (NGS)を付記する。	○追記 8/23 「遺伝子関連検査(NGS)・染色体検査」に関 する留意点について

N	コメント	条項	行	コメン	-) \ \ H&	相中	JAB 事務局対応案
No.	提出者 (敬称略)	No.	No.	卜区分	コメント内容	提案	(凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
			適用		内容的にはNGS特化のよう		に追記
			範囲				
89	㈱理研ジェ	付属書	6	Q	検査に関わる医療・ヘルスケ		×
	ネシス	E			ア面の安全性・妥当性・有用		設備・試薬の安全性、廃棄物処理など検査の技術
		1. 審 査			性の担保も評価対象である。		面以外の5章が該当すると考える。
		適用範					
		囲			抽象的な表現で記載されて		
					いるが、具体的にはどのよう		
					な事を評価されるのでしょ		
					うか。		
90	下田勝二	同上	4.5	E	タイトルの漏れ	各項にタイトルを挿入する。	○追記 8/23
			4.13				
			5.5.1.				
			2				
			5.5.1.				
			3				
91	㈱理研ジェ	付属書	5	Q	シークエンシング化学物質		○シーケンス試薬に修正 8/23
	ネシス	Е					
		4.13			何を示しているのでしょう		
					か。明確にして頂きたい。シ		
					ークエンシング試薬の事で		
					しょうか。		
92	㈱理研ジェ	付属書	32 ペ	Т	フローセルイメージングデ	大量のデータファイルは、 フローセ	○左記に修正 8/22
	ネシス	Е	ージ		ータファイルは、機種によっ	ルイメージングファイル、 塩基コー	
		4.13	2 行		て算出されないため削除で	ルを含むシーケンスリードファイル	
			目		良いと思われる。	と関連品質スコア、他に分析段階と	
						バリアントテキストファイル後に作	
						成される中間ファイルを含む関連分	

No.	コメント 提出者	条項	行	コメン	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案
	(敬称略)	No.	No.	ト区分			(凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
						析データおよび NGS によって作成	
						されたもの。	
93	㈱理研ジェ	付属書	32 ~	Q	「NGS によって作成された		○シーケンサーに変更 8/22
	ネシス	E	ージ		もの。」とは、何を示してい		
		4.13	4 行		るのか明確にして頂きたい。		
			目		シーケンサーによって生成		
					されたものを示されている		
					のでしょうか		
94	㈱理研ジェ	付属書	32 ~	E	データ保管およびファイル	データ保管およびファイル保持期間	○削除した。
	ネシス	E	ージ		保持期間に関する検査室の	に関する検査室の方針は、データの	
		4.13	12 行		方針は、データの保管のため	保管のための地方および国内の要項	
			目		の地方および国内の要項に	に従わなければならいことを強調す	
					従わなければならいことを	る必要がある。	
					強調する必要がある。		
					=>地方とは、何を示してい		
					るのか明確ではなない。医療		
					法に従って保管するという		
					文言が、他にもあるため、こ		
					の文書自体、削除でよいので		
					はないか。		
95	㈱理研ジェ	付属書	32 ペ	E	保持=>保存に変更		○修正 8/22
	ネシス	E	ージ				
		4.13	5 行				
			目				
96	下田勝二	同上	5.5.1.	Т	Accuracy の訳が不正確	正確さ	△修正 8/21
			2			を	
						精確さ	

							JABAF73 REV.2
No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
						に修正する。	
97	下田勝二	同上	同上	Т	参照範囲の英語に範囲が漏	intervals または	○8/23
					れている	range	Intervals を追記
						を挿入する。	
98	㈱理研ジェ	付属書	5.5.1.	Q	Reference		○Reference intervals(参照範囲/基準範囲)
	ネシス	\mathbf{E}	2		(参照範囲) について、正常		とした。8/22
		5.5.1.2	9 行		検体の変動範囲であれば基		
			目		準範囲という表現はいかが		
					でしょうか。		
99	下田勝二	同上	同上	Т	③正確さ	③正確さ	○修正 8/21
			P33		が上記コメント55に該当す		
					る記載である場合、こちらも	③精確さ	
					修正する	に修正する。	
100	(11) 12 191 1	付属書	33 ~	E	"受"を削除	受受け取った検体	○削除 8/21
	ネシス	E	ージ				
		5.5.1.3	3 行				
			目				
101	下田勝二	同上	同上	E	受	受 受け取った	○削除 8/21
					の重複	E	
						受け取った	
	(tot) and start a S				1 + 4 11 2 - 2 - 5 2 2 5 2 2	に修正する。	
102	㈱理研ジェ	-	-	G	文書全体を通し、「注」と「注	「注」と「注記」の表記について、	○注:に統一 8/22
	ネシス			G	記」の表記がある	意味が異なる場合は、明記が必要	
103	(,,, , ,,, ,	-	-	G	「シーケンス」、「シーケン	文言の統一をお願いしたい。	○シーケンスに統一 8/22
	ネシス				ス」、「シークエンシング」と		
					記載がある		0. //
-	事務局対応				JAB RM205:2018	JAB RM205:2019	〇:修正。8/16
105	事務局対応				第7版 RM205:2018	第7版RM205:2019	〇:修正。8/16

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
106					生化学項目で保険点数がつ いていないについて	これらも認定範囲に含めて頂きたい (認定開始から10年以上経過しています,これらも認定範囲含めてもよいのでは)	×:ご意見の通り規格上では、非保険部分関しても認定は可能ですが、多くの審査員がバリデーションの確認経験が乏しい。 遺伝子に関しては、2/27の審査員研修委でバリデーションについて実施した為、今回は遺伝子の
							み対象とした。 今後の検討課題と考える (1~3 は審査員木村 様から)